MAWATARI KAZUAKI SOCCER ACADEMY規約

第１条〔名称〕
本サッカーアカデミー（以下「本アカデミー」という）は、MAWATARI KAZUAKI SOCCER ACADEMYと称する。
第２条〔目的〕
本アカデミーは、サッカーを通じて向上心や物事の取り組み方を指導し、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域を代表する人材の育成及び地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
第３条〔構成〕
本アカデミーは、原則として、ひとつのセッションにつき、小学3年、4年、5年、6年の計20名程度で構成する。本アカデミースタッフが認めた例外についてはその限りではない。
第４条〔入校資格〕
本アカデミーへの入校資格は、以下に定める条件を全て満たし、かつ、本アカデミーが入校を認めた者(以下「本アカデミー生」という)に認められる。
①本アカデミーの目的に賛同し、MAWATARI KAZUAKI SOCCER ACADEMY規約（以下「本規約」という）の遵守を承諾した者
②サッカーを行うに適した良好な健康状態である者
③保護者から入校の許可を得ている者
第５条〔会費〕
(1)本アカデミー生（保護者を含む。以下同じ）は、以下に定める入会金、年会費及び月会費（以下、総称して「会費等」という）を納入しなければならない。
①入会金：本アカデミーに入会するにあたって納入いただくもの。
②年会費：会員、準会員ともに本アカデミーに入会後、初回参加時にまとめて納入いただくもの。
　　年会費は年度毎に納入いただくものとする。
③月会費：月ごとに納入いただくもの。
④回数券：回数ごとの値段を納入いただくもの。回数券は有効期限は年度内とする。
(2)会費等の具体的な金額及び納入方法は、本アカデミーの案内に定めるとおりとする。
第６条〔会費等の徴収〕
(1)本アカデミー生は、本アカデミーに対して、前項の会費等を本アカデミーが定める期日までに納入することとし、一旦納入した会費等は原則として返還しない。ただし、本アカデミーがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではない。
(2)退会を希望する本アカデミー生は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければならない。
(3)本アカデミーは、年会費又は月会費を変更する場合、1ヶ月前までに、本アカデミーのWEBサイト等にて公表することにより、本アカデミー生に通知するものとする。
(4)月会費は、以下に定める金融機関口座に前月の25日までに振り込むことにより、納入するものとする。金融機関口座への振込手数料は、本アカデミー生の負担とする。

振込先　　横浜信用金庫 青葉台支店 普通 0241866

カ）ワンズルーツ

振込先名義　　株式会社ONE'S ROOTS.

第７条〔開催日及び指導者〕
(1)本アカデミーは、コースごとに定めた曜日・時間に開催する。開催する曜日・時間を変更する場合には、本アカデミーは、1ヶ月前までに、本アカデミーのWEBサイト等にて公表することにより、本アカデミー生に通知するものとする。
(2)指導者は主に専任のコーチが担当する。コーチの馬渡和彰は、現役のプロサッカー選手であるため、本アカデミー生は、馬渡和彰の参加の有無の決定に関して、所属クラブと調整を要することを理解し、急な予定変更が生じる可能性があることを予め了承する。
(3)本アカデミー開催施設の更衣室、シャワー室等は利用可能とする。ただし、タオル、着替え等は、各自で対応する。
(4)本アカデミーの指導は、雨天の場合であっても決行する。ただし、雷雨、台風等の危険を伴う天候不良や自然災害等により、本アカデミーが開催不可と判断した場合、中止とする。中止の場合、原則として開催日の前日または当日の練習3時間前までに、本アカデミーのWEBサイト等に公表することにより、本アカデミー生に連絡するものとする。
(5)前項に基づき指導が中止になった場合、指導の振替及び順延並びに月会費の返還は行わないものとする。
第８条〔遵守事項〕
本アカデミー生は、次の事項を遵守するものとする。
①本規約及び本アカデミーの諸規則を遵守すること。
②本アカデミーの指導方針、指導方法、選手選考及び各コーチの指示に従うこと。
第９条〔禁止事項〕
本アカデミーは、本アカデミー生による以下に定める各行為を禁止するものとする。
①本アカデミーの秩序・風紀を乱す行為
②本アカデミーの利益を害する行為
③本アカデミー、本アカデミーに属するコーチ、他の本アカデミー生、その他本アカデミーの関係者（試合のレフリー、対戦相手及びその関係者等を含む）に対する差別的言動、誹謗、中傷、又は名誉、信用を毀損する行為
④前各項のほか、暴力行為、暴言、いじめ、キセル、万引き、その他品位・礼節を欠く行為又は本アカデミーの運営に支障を来す言動
第１０条〔除名〕
本アカデミーは、本アカデミー生が以下に定める事項に該当するときは、本アカデミー生を除名することができる。
①本規約に違反した場合
②会費等を納入しない場合
③第９条に規定する禁止事項に違反した場合
④その他、本アカデミーが不適切と合理的な理由に基づき判断した場合
第１１条〔保険〕
(1)本アカデミー生は、本アカデミーに入会後、スポーツ安全保険に加入する。
(2)前項の保険に要する費用は、本アカデミーが負担する。
(3)第１項の保険加入手続は、本アカデミーが一括して代行する。
第１２条〔免責〕
(1)本アカデミーは、本アカデミーの活動中における、本アカデミー生に生じた傷害・事故について、第１１条に定めるスポーツ安全保険が補償する範囲内において補償するものとし、その範囲を超える責任は一切負わないものとする。
(2)本アカデミーは、前項のほか、本アカデミー開催施設内における盗難、その他の事故について一切責任を負わないものとする。
第１３条〔負傷時の処置〕
(1)本アカデミー生が練習時に負傷した場合、本アカデミーが、自らの裁量で応急処置を行う。
(2)前項の応急処置後の治療又は療養に要する費用は、すべて本アカデミー生の負担とする。

(3)本アカデミー生は練習中に負傷した場合、直ちに本アカデミーに対し、通知しなければならない。

第１４条〔事故の補償〕

本アカデミーの活動中に発生した事故の補償及び責任は加入する保険の約款とおりとする。

第１５条〔休会〕

本アカデミー生は、病気や怪我等やむを得ない事情により1ヶ月以上休む場合、休会を申し出ることが出来る。

第１６条〔休会手続〕

(1)本アカデミー生は、休会を希望する場合、休会しようとする月の前月20日までに、［本アカデミーが指定する休会届を］本アカデミーに申し出ることで休会することができる。［ただし、休会は3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会とする。］

(2) 休会期間中の月会費は不要とする。休会月分の月会費がすでに入金されている場合は、復会時の月会費に充当することができる。ただし、復会せずに退会した場合の返金は行わないものとする。

(3)当月中に1 回以上受講している場合、第１項に基づき休会の申出をした場合であっても当月分の月会費は返金しないものとする。

第１７条〔退会〕

本アカデミー生は、退会する場合は、退会する月の前月20日までに、［本アカデミーが指定する退会届を］本アカデミーに申し出ることで退会することができる。ただし、すでに入金されている会費等は返金しないものとする。

第１８条〔閉鎖〕

本アカデミーは、社会情勢の変化その他本アカデミーの継続を困難とする事由が生じた場合には1ヶ月前までに、本アカデミーのWEBサイトに予告することにより無条件に閉鎖することができる。ただし、天災、地変その他の不可抗力により本アカデミーの継続が不可能になったときには、事前の予告をせずに閉鎖することができる。

第１９条〔肖像利用〕

本アカデミー生は、自らの肖像が、本アカデミーの運営、広報及び宣伝活動のため、本アカデミーに関わるWEBサイト、SNS、パンフレット等に掲載される可能性があることを承諾する。

第２０条〔個人情報の取扱いについて〕

本アカデミー生は、個人情報の取扱いについて、別途定めるプライバシーポリシーに同意するものとする。

第２１条〔協議及び管轄裁判所〕

(1)本規約に定めていない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもっての協議の上、円満に解決することとする。

(2)本規約若しくは本アカデミーの活動に起因し、又は関連する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２２条〔改正及び細則〕

(1)本アカデミーは、本規約を変更する場合、事前に本アカデミーのWEBサイトにて、本規約を変更する旨及び本規約の内容並びにその効力発生時期を周知する。当該効力発生時期の経過により、本アカデミー生との間で変更後の本規約の内容に合意があったものとみなす。

(2)本規約に定めのない事項については、細則を定めることができる。

附則 本規約は、2024年4月1日から施行する。

ご不明点は運営担当 中川 （ mk.socceracademy2022@gmail.com ）までお問合せください。